

指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指 定 番 号	国土交通大臣指定第11号
指 定 の 有 効 期 間	令和2年9月9日から令和7年9月8日まで
機 関 の 名 称	株式会社 都市居住評価センター
主たる事務所の住所	東京都港区虎ノ門一丁目1番21号 電話番号 03(3504)2384
代 表 者 氏 名	代表取締役副社長 野崎 豊
業 務 区 域	日本全域
指 定 の 区 分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条各号に掲げる区分
取り扱う建築物等	次に掲げる建築物等の法第6条の2に規定する確認、法第7条の4及び第7条の2に規定する検査並びに法第7条の6に規定する仮使用認定とする。 (1) 一の建築物の延べ面積が2,000㎡を超える木造建築物 (2) 木造建築物以外の建築物 (3) 第1号又は第2号に掲げる建築物と同一敷地内（法第86条に基づく一団地内の敷地を含む。）にある木造建築物 (4) 建築設備及び工作物 (5) 当機関が確認検査の業務を行った建築物で、当該計画の変更に係る建築物
実施する業務の態様	建築確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定